



【トピック】

- ネットワーク会議の小畑文也会長（山梨大学教授）からの寄稿を掲載します。「障害者差別解消法の風」を感じながら、差別解消法と改正山梨県障害者幸住条例施行からの一年を振り返り、二年目以降の取組を考えます。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

障害者差別解消法と改正山梨県障害者幸住条例の施行から一年。ネットワーク通信では、前号までに障害者差別に関する相談状況の概要についてお伝えするなど、この一年の歩みを振り返ってきました。今号では、障害のある方々からの発信について考えることをとおして、二年目以降の取組を考えます。

【寄稿】「障害者差別解消法の風」 山梨大学障がい学生就学支援室室長 小畑 文也

社会の中にいる障害を持った人たちの状況は、その「分かりやすさ」という点で、次の三つのタイプに分かれるような気がします。一つ目は、自分が障害を持っていることを知っていて、周囲からも障害があることが分かる状態。二つ目は、自分が障害を持っていることを知っているが、周囲はそれに気が付かない状態。三つ目は自分の障害には気づいていないが、周囲はその障害に気付いている状態。三つのタイプに「分かれる」とは書きましたが、これはスパッと分かれるものではなく、時には幅広い境界線を持っています。そしてその境界線の太さが、障害を持った人の状況を分かりにくいものになっています。

5月頃でしたでしょうか、友人の紹介で一人の青年が私の研究室に訪ねてきました。事前に知らせておいたメール通りの時間にやってきた彼。彼の職場の話で小一時間は会話をしたでしょうか。ごく普通に話をし、ごく普通に考え合い、意見を交換し、こちらの持っている情報を提供しました。もし、誰かが見ていたら、若い男性とおじさんのごく当たり前の話し合いにしか見えなかったと思います。しかし、注意深く見れば、彼の耳に小型の補聴器がかけられていることに気が付いたでしょう。彼は感音性難聴。中途障害になります。彼の障害について特徴的なことを大雑把に書くと、女性の声のような高い音は聴きにくく、男性の低い声を静かな環境で聴く分には大きな問題はないこと。談話室や街中などで様々な声や音が飛び交う中では、一人の話を拾い出すことが困難なことなどがあります。

彼の話の主旨は、「職場でどんなふうに自分の障害を説明していいかわからない。このままでは、仕事に差しわりが出て、人間関係にもかかわってくるかもしれない」というものでした。彼は誰もが知っているような大手の会社に障害者枠で採用され、その山梨支社に配属していました。山梨支社も大きな規模の組織ですが、障害者枠で採用されているのは彼ひとり、上司や同僚も彼が障害者枠で採用されていること、聴こえに問題があることは分かっており、おそらく可能な限りの配慮はしていましたが、「彼の感音性難聴」についての理解は不十分でした。ですので、仕事が忙しい時期になると、どうしても彼は戦力外になってしまいます。その状況に彼は不安を抱いていました。

「障害は個性だ」という言葉があります。これについては賛否両論分かれています。私はどちらかと言えば「否」です。私自身も障害を持っていますが、その障害に起因する生きづらさは、「個性」という言葉を最大限

に拡大解釈しても整合性がないのです。ただし、「障害は個性的だ」と一字加えると、そうかなと思います。障害の状態は人によって様々です。例えば、「肢体不自由者」と言っても、皆が皆車いすに乗っているわけではないのは当たり前です。「難聴」にしても、感音性難聴や伝音性難聴などでは、聴こえも全く異なります。さらに言えば、感音性難聴にも人によって様々な状態があります。私は長い間、障害児・者に関わる仕事をしてきましたが、全く同じ状態の障害を持った方は見たことがありません。障害は実に個性的で多彩なのです。この多彩な状況を理解しろというのは、いわゆる健常者にとって酷なことです。

話を元に戻しましょう。そのとき私は、彼の障害に関する一般的な解説書や、感音性難聴をもったヒロインが出てくる映画（「レインツリーの国」有川浩原作）を紹介しましたが、加えて「彼の感音性難聴」をもっとも的確に説明できるのは彼自身であることも伝えました。自分の障害を理解し、他者に説明して、周辺に理解を促しながら生活に必要なサポートを障害者自らが主張する行動。これを「セルフ・アドボカシー」といいます（東京大学先端科学技術研究センター）。「合理的配慮」は障害者差別解消法の目玉的な概念ですが、具体的に何が「合理的」と言われると、今一つ分からないことが多い概念です。このようなときに障害を持った人のセルフ・アドボカシーは重要な意義を持ちます。

障害者差別解消法によって、心なしか、街に出る障害を持った人たちも増えてきたように思います。風は吹いています。でも、今のところ、木々がちょっとざわめく程度。これを心地よい風に変えるためには、障害を持った人たちが、受け身になるだけでなく、自分の障害についての十分な理解と、その障害を持たない人たちにとって分かりやすい説明をすることができるスキルを身につけることが必要になります。障害は個性的だと先に書きましたが、加えて人間も一人一人個性的です。障害を持った人たちの中には内向的な人、人とコミュニケーションをとることが心理的に苦手な人も多いと思います。特に、「自分が障害を持っていることを知っているが、周囲はそれに気が付かない状態」の人にとっては、わざわざ知らせるようなことでもないように思う方もいるでしょう。でも、せっかく吹いてきた風です。これを自分のものにするためにも、一歩踏み出してみませんか。

障害者差別解消法はいわゆる健常者にのみ課された法律ではないでしょう。それをより良い、実態のある法律とするために、障害を持った当事者に与えられた課題も意外に多いのではないかと考えています。

当事者の声を共有する

前号では、他者理解に関して、全盲のスイマー河合純一氏の「障害のないものが障害のあるものをすべて理解するのはほぼ無理」という言葉から、お互いの理解のために必要なことについて考えました。

河合氏の「無理」であるとの指摘は、当事者になりきれない自分を認識できて初めて、当事者の生きづらさが意識できることを示していると考えています。お互いの生きづらさを共有するために必要なことは何か。当事者にはなりきれない自分を受け止め他者を理解しようとする、当事者の生きづらさを他人ごととせず社会全体の問題としてとらえようとするのが大切であり、これらが障害の有無に関わらず生きづらさを共有するために求められることではないでしょうか。ここで記した「当事者」は、「障害当事者」だけでなく、そのことに関しての当事者であり、すべての人に当てはまると考えたいと思います。

また、河合氏は、「まず声をかけることから始め、一緒に課題を共有していくうちに仲間になっていく」とも語っています。障害の有無に関わらず、助け、助けられる関係で考えれば、お互いに声をかけることをためらわず、相互に助け、助けられる経験を共有することで仲間になっていく、つまり、共有し合う経験の中から、相互理解を広めていくこと

ができるという指摘です。

様々な状況にある多様な人を大切にできる社会、共に生きていくのだということが当然のこととしてできる社会を築いてこそ、生きづらさの不平等を最小限に抑えることができるのではないかと前号でお伝えしました。相互理解をとおして、誰もが十分に力を発揮できるように補い合うことができることを社会の強みとしていくことが求められています。

障害者差別解消法の施行からの一年で、障害者差別に関する相談件数43件のうち、障害当事者本人からの相談、訴えは23件で過半数を占めます。この一年で、障害当事者や支援する人たちが発言することの大切さが浸透しつつあります。どんな場合でも、当事者であることは何よりも強い根拠であり、何者にも替えがたいことです。だからこそ、当事者の声は説得力があります。発言と行動を説得力のあるものとするために、建設的で責任のある発言、お互いの立場を尊重しようとする思い等が双方に求められます。

ニーズを持つ者自らが物事を決め、行動することを表明することは重要なことでもあり、そのために必要なことを発信することも必要です。小畑文也会長が寄稿文で指摘された「セルフ・アドボカシー」が大切なこととなっていくように思います。

好事例の共有を

障害者差別解消法や改正山梨県障害者幸住条例施行から一年が過ぎ、二年目に入りました。解消法により障害のある方への対応はすでにコンプライアンスの問題となり、障害者差別に関することは理解から常識へと変わっていくことが求められてきます。

障害者差別の事例についても、あの店舗の接遇が忘れられない、あの仕組みは都合がよいなど快適だった事例の共有を積極的に進めることが必要ではないかと考えています。素敵な体験、思いを共有するのも、相互理解を進める良い方法ではないかと思うのです。

ネットワーク会議の委員の皆様方やバリアフリー宣言事業所の皆様方に、「こんな工夫をしました」「こんな工夫で楽しい時間を共有できました」「便利で利用しやすくなった経験」などの事例のご提供をお願いします。「こんなふうに変われば楽しくなる」「暮らしやすくなるための方法」なども様々な立場からご発言いただき、皆さんで共有し一緒に考え合っていきたいと思います。

皆様方からのご意見、ご要望やアイデアをお寄せください。

ネットワーク通信への寄稿のお願い

みんなで作る情報通信を目指して、ネットワーク通信を寄稿を中心とする構成にしていきたいと思います。皆様には、障害者差別に関する事前の環境整備も含めた事例の提供もお願いしております。

皆様方から頂戴する様々な情報を共有し合うことで、皆が感じる生きづらさを少しずつ減らしていくことができると考えております。お忙しい中恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

今後もネットワーク通信への寄稿をお願いしていく予定です。委員の皆様だけではなく、様々なお立場の皆様のご協力をお願いいたします。

推進員日誌

障害者差別解消推進員の日々の活動から

今号では、本ネットワーク会議会長の山梨大学教授小畑文也先生に寄稿をお願いしました。「セルフ・アドボカシー」、心地よい風を吹かせていくためにも皆で大切にしていきたいと思います。

昨年4月からの取組も2年目となり、今後の取組にはさらに質の向上が求められます。また、この一年間で寄せられた障害者差別に関する相談は43件、そのうち県及び推進員への相談は約3割、一方で、一次の相談窓口である地域相談員への相談は約4割です。地域の状況や障害のある方への理解が深い地域相談員の皆さんの存在をさらにアピールしていくことが必要です。気軽に発言していくことができる環境づくりを引き続き進めていきたいと考えます。